

意 見 書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒100-0005
東京都千代田区丸の内 3-2-2
日本商工会議所
会頭 山口 信夫

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関し、別紙の通り意見を提出します。

平成 16 年 8 月 23 日

電波有効利用政策研究会最終報告書（案）に対する意見について（要旨）

日本商工会議所

研究会最終報告（案）は、電波利用料に対する従来の考え方を大きく転換し、電波利用料の賦課対象を拡げるとともに、その使途も拡大しようとする内容となっている。IT化の進展は、新技術の開発や新たなビジネスの創出など、我が国経済活性化の起爆剤として大いに期待がもてる分野である。したがって、電波利用料の見直しにあたっては、今後のIT産業の発展を阻害することがないよう、十分慎重に進めていく必要がある。

記

1. 電波利用料の基本的性格および算定要素について

現行の電波利用料の考え方は、受益と負担が明確な仕組みとなっており、基本的な考え方を変更すべきではない。ただし、現行制度においては、電波の利用状況や有効利用へのインセンティブの観点からの見直しは必要であると考える。

2. 電波利用料の使途について

電波利用料の使途拡大は、特定財源の創設につながりかねず、反対である。新たな研究開発等に係る費用については、一般財源により手当をすべきである。なお、その際、研究開発に係る官民の役割分担を踏まえつつ、重点的かつ効率的な予算の配分、執行を図ることは言うまでもない。

3. 納付義務者について

免許不要局は、ユビキタスネットワーク社会実現へ向け、その発展が大いに期待されるところであり、これら機器等に電波利用料を課すことは、IT産業発展の阻害要因となりかねない。しかも、占用型と非占用型の分類の基準が明確に示されておらず、国の裁量によって電波利用料の賦課対象が決められてしまうおそれのある仕組みとなっている。したがって、免許不要局への課金は行うべきではない。

以上

平成 16 年 8 月 23 日

電波有効利用政策研究会最終報告書（案）に対する意見について

日本商工会議所

電波は有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を有効に活用し、電波利用社会全体の発展を図ることは、極めて重要である。電波利用をめぐつては、電波の逼迫状況の深刻化、電波利用料負担の偏在といった問題点が指摘されており、総務省の電波有効利用政策研究会が、電波の有効利用の観点から、電波利用料制度の見直しについて検討を行ってきたことは有意なことと考える。

しかしながら、研究会最終報告（案）は、電波利用料に対する従来の考え方を大きく転換し、電波利用料の賦課対象を拡げるとともに、その使途も拡大しようとする内容となっている。IT化の進展は、新技術の開発や新たなビジネスの創出など、わが国経済活性化の起爆剤として大いに期待がもてる分野である。したがって、電波利用料の見直しにあたっては、今後のIT産業の発展を阻害するがないよう、十分慎重に進めていく必要がある。

こうした観点から、今般、総務省から公表された電波有効利用政策研究会の最終報告書（案）について、下記の通り意見を申し述べる。

記

1. 電波利用料の基本的性格および算定要素について

今回、電波利用料について電波使用の対価としての性格を持たせる案が提案されているが、現行の電波利用料の考え方は、電波を安心して利用できる環境を整備構築するための費用について、電波利用者が応分の負担をするという受益と負担が明確な仕組みとなっており、電波利用料の基本的な考え方を変更すべきではない。ただし、現行制度においては、携帯電話端末の急増に伴い、電波利用料総額に占める携帯電話関係の負担割合が増大しており、他の利用料負担者と比べて負担の不均衡が見られること、また、無線局 1 局あたりに課金されるために、電波の有効利用を図って無線局数を増大した場合に電波利用料の納付額の増加を招き、電波の有効利用へのインセンティブを失わせること等の

問題点が指摘されており、電波の利用状況や有効利用へのインセンティブの観点からの見直しは必要であると考える。なお、その際には、将来の電波利用料の使途について十分な検証を行い、安い財源確保につながることがないようにならなければならない。

2. 電波利用料の使途について

電波利用料の新たな使途として、基礎的な研究開発、デジタルデバイド解消のための費用等への充当が挙げられているが、電波利用料の使途拡大は、特定財源の創設につながりかねず、反対である。新たな研究開発等は、有限な電波資源の有効活用という観点からは非常に重要であり、電波利用の便益は広く国民全体に及ぶことから、研究開発等に係る費用については、一般財源により手当をすべきである。なお、その際、研究開発に係る官民の役割分担を踏まえつつ、研究開発分野について、将来を見通し、真に必要な分野に集中的に投資するなど、重点的かつ効率的な予算の配分、執行を図ることは言うまでもない。

3. 納付義務者について

わが国は、2005年までに世界最先端のIT国家を実現するとともに、2006年以降も世界最先端のIT国家であり続けるため、「e-Japan戦略」を進めており、無線LAN、電子タグ、ETCなどの免許不要局は、ユビキタスネットワーク社会実現へ向け、その発展が大いに期待されるところである。これら機器等に電波利用料を課すことは、機器等の価格を引き上げ、消費者の負担を増大させ、IT産業発展の阻害要因となりかねない。しかも、最終報告書（案）には、免許不要局を帶域占用型と帶域非占用型に分類し、占用型に課金する仕組みが提示されているが、占用型と非占用型の分類の基準が明確に示されておらず、電波利用料の賦課対象についての予見可能性を阻害し、国の裁量によって電波利用料の賦課対象が決められてしまうおそれのある仕組みとなっている。したがって、免許不要局への課金は行うべきではない。

以上